

新潟市内の企業主導型保育施設をご利用の保護者様へ

<教育・保育給付認定とは>

平成27年度より開始された子ども・子育て支援新制度により各自治体が認可する教育・保育施設の利用を希望する場合に必要な認定のことです。

児童の父母いずれも、または、いずれかが就労以外の理由で家庭での保育が困難な世帯であって、企業主導型保育施設を利用する際についても、教育・保育給付認定が必要となる場合があります。この場合に必要となる教育・保育給付認定は、「保育認定」となります。

<保育認定を受けるための要件（新潟市にお住まいの方の場合）>

児童の父母がともに「保育を必要とする事由」（裏面参照）に該当することが必要です。

<教育・保育給付認定について注意事項 ※必ずお読みください>

- ・教育・保育給付認定を受けた場合は、教育・保育給付認定決定通知書を発行します。
- ・申請年度内に満3歳の誕生日を迎える場合は、満3歳の誕生日の前々日で一旦教育・保育給付認定を終了し、新たに教育・保育給付認定決定通知書が発行されます。
- ・教育・保育給付認定には有効期間があり、保育を必要とする事由により期間が異なります。
- ・申請書に記載した内容及び保育を必要とする事由に変更（勤務証明書兼就労届出書の内容変更を含む）が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。また、保育を必要とする事由や勤務証明書兼就労届出書の内容の変更は、変更後の状況を確認できる書類の添付が必要です。
- ・変更届の提出に伴う認定内容の変更は、原則として変更届を受け付けた日の翌月からの適用となります。（ただし、月の初日の受け付けは、その月から適用とします。）
- ・認定を行った後に申請内容が事実と異なることが判明したときや、認定要件に該当しなくなったときは、遡って認定を取り消す場合があります。また、認定期間中に認定状況の確認のため、保育を必要とする事由が確認できる書類の提出を求める場合があります。
- ・認可保育施設及び認可教育施設への入園申込時には、再度教育・保育給付認定申請が必要となりますのでご承知おきください。
- ・教育・保育給付認定は、原則として住民票のある市区町村が行います。市外に転居した場合は、転居日付（または住民票異動日付）で認定が解除されますので、教育・保育給付認定の継続を希望する場合は、転居先の市区町村へご相談ください。

【お問い合わせ先】

施設が所在する区の区役所健康福祉課

北 区	☎025-387-1335	秋葉区	☎0250-25-5683
東 区	☎025-250-2330	南 区	☎025-372-6351
中央区	☎025-223-7232	西 区	☎025-264-7340
江南区	☎025-382-4353	西蒲区	☎0256-72-8389

※新潟市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村へご相談ください。



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由	事由の内容	添付書類	教育・保育給付認定の有効期間 (最長で年度末まで)
就労	月64時間以上の就労 (無収入の活動等は除く)	勤務証明書兼就労届出書〈市様式〉 ※自営業(農業・専従者含む)の場合は、事業の実態が確認できる資料を併せて添付してください	雇用・勤務が継続する期間
就学	学校教育法に基づく学校または職業訓練校等に通っている (月64時間以上の就学)	在学証明書 加えて 授業カリキュラム等の 拘束性を確認できる資料	卒業の日 または 修了の日まで
介護・看護	長期にわたる病気や心身に障がいをする親族の介護・看護をしている (月64時間以上の介護・看護) ※原則、同居親族をいう	介護・看護状況申告書〈市様式〉 加えて 下記のうち該当の書類 ・介護保険被保険者…要介護認定のある介護保険被保険者証(写)&ケアプラン(写) ・傷病者…医師の診断書 ・障がい者…障がい者手帳等(写)	介護・看護を要すると認められる期間
妊娠・出産	妊娠中 または 出産後間もない	いずれか1つ ※出生(予定)日が確認できるもの ・医師の診断書 ・母子健康手帳(写) …表紙&出生(予定)日記載箇所	産前：出産予定日の8週間前 (多胎妊娠は14週間前) の日の属する月の初日 産後：出産日の8週間後 の日の属する月の末日
疾病・負傷	疾病を患っている または 負傷中	医師の診断書	医師の診断書に記載された期間
障がい	身体や精神に障がいをする	障がい者手帳等(写)	障がいをする期間
災害	震災/火災/風水害 その他の災害の復旧にあたっている	り災証明書(写)	市長の認める期間
求職活動	継続的に求職活動をしている	誓約書〈市様式〉	3か月
育児休業※	育児休業を取得している	育児休業証明書〈市様式〉	育児休業取得期間
その他	(1)上記に類するものとして保育を行うことが困難であると認められる場合 (2)保護者が月64時間未満の就労をし、児童が下記のすべてに該当する場合 ①集団生活が可能 ②年度初日の前日に3歳に達する ③・特別児童扶養手当支給対象児童 ・障がい者手帳交付児童 ・療育手帳交付児童 いずれかに該当 ④幼稚園の入園が難しい	家庭で保育を行うことが困難であると認められるもの	市長の認める期間

※育児休業前に認定を受けている場合は、育児休業後に復職することを前提として、育児休業中も認定を継続することができます。
(注意事項：育児休業中の新規の教育・保育給付認定申請は受付を行いません。)

教育・保育給付認定申請内容の変更手続きについて

変更理由	変更の内容	提出書類		
		変更届	保育必要事由 確認書類	
住所・連絡先の変更	転居など	○	×	
代表保護者の変更	結婚・離婚、保護者の単身赴任による変更など	○	×	
氏の変更	結婚・離婚による変更	○	×	
同居世帯員の増減	増員の場合	父または母	○	×
		祖父母	○	×
		児童の兄弟姉妹	○	×
		おじ・おば	○	×
	減員の場合(別居・離別・死別)	○	×	
教育・保育給付認定に関する変更	保育必要事由の変更	○	○	
	勤務証明書兼就労届出書内容の変更 (雇用期間の変更含む)	○	○	

※代表保護者の変更、氏の変更、教育・保育給付認定に関する変更があった場合は、変更後の教育・保育給付認定証が再交付されます。